平成２２年（フ）第８２６５号
大阪市西淀川区御幣島６丁目16番15号
債務者　寒川　　明
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２７４号
大阪府茨木市東奈良３丁目１番13号
債務者　當山　正德
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２９１号
大阪市西区九条南３丁目30番10―201号
債務者　竹島　健二
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３４０号
大阪市西成区潮路１丁目３番６―101号
債務者　澄川　清海
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３４８号
大阪市東住吉区杭全８丁目８番21号　ノブ土亀１－Ａ号
債務者　南　　俊治
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３６９号
大阪府摂津市鳥飼中１丁目２番５―717号
債務者　福田久美子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３８６号
大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地　市営住宅７―902号
債務者　村尾　一男
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３８７号
大阪市平野区背戸口２丁目11番26号　吉住コーポ101号
債務者　谷口　信夫
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３９４号
大阪府豊能郡能勢町宿野145番地の27
債務者　喜島　清美（旧姓滝沢）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３９９号
大阪府八尾市光町２丁目57―1003号、住民票上の住所大阪府八尾市植松町２丁目７番４号
債務者　杉山　睦美
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５９号
兵庫県西宮市津門綾羽町７番４号
債務者　丸谷　義一
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９１４号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目49番地の４　ハイツサンシャインヴィラ１―205号、前住所兵庫県尼崎市戸ノ内町６丁目16番６号
債務者　アイディーさかいこと　酒井　克己
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９８２号
兵庫県尼崎市下坂部１丁目５番18号、前住所兵庫県尼崎市食満５丁目６番７号　ファミール園田201号
債務者　浅田めぐみ
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９８４号
兵庫県西宮市瓦林町23番13―304号
債務者　安田　樹史
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０８号
福岡県直方市大字上頓野2968番地２
債務者　古井　倫子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１２６号
福岡県宮若市下有木986番地１
債務者　和田　利実
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２３６号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺3394番地６
債務者　石丸　謙一
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係